

保健師、助産師、看護師及び准看護師の業務従事者届のQ & A

Q：保健師、助産師、看護師及び准看護師（以下「看護師等」とする。）の業務従事者届は必ず提出しなければならないのですか。

A：保健師助産師看護師法第 33 条で「業務に従事する看護師等は、2 年毎の年の 12 月 31 日現在における氏名、住所その他厚生労働省令で定める事項を、翌年の 1 月 15 日までに、その就業地の都道府県知事に届け出なければならない。」とあり、この規定に違反した者は 50 万円以下の罰金に処する（保健師助産師看護師法第 45 条）と明記されています。必ず、ご本人が記載して提出してください。

Q：業務従事者届の対象者を教えてください。

A：対象者は、免許を取得し、看護師等の業務に従事している人です。看護師等の業務に従事していない方は届出の必要はありません。

また、12 月 31 日現在、産前産後休暇、育児休業、介護休業等で休職している方、長期研修中でも雇用関係がある方は、対象者となります。

Q：籍に登録している氏名は旧字体（例：瀧澤）ですが、通常は新字体（例：滝沢）を使用しています。業務従事者届を新字体（例：滝沢）で記入してよいですか。

A：記入要領に「籍に登録されている氏名を正確に記入すること」とありますので、旧字体（例：瀧澤）で記入してください。

Q：住民票の住所と現住所が異なるのですが、どちらを書けばいいですか？

A：現住所を記入してください。住民票と違っていても構いません。

Q：免許の登録年月日がわかりません。

A：登録年月日は免許証に記載されていますが、再交付や書換え交付された場合は、免許証の裏に記載されている場合があります。

Q：免許証を紛失しました。登録番号や登録年月日の問合せ先を教えてください。

A：県庁や厚生労働省では、看護師等の免許の登録番号、登録年月日の問合せには応じていません。免許証を紛失したのであれば、青森県健康福祉部医療薬務課で免許証の再交付申請を行ってください。

Q：看護師と准看護師の免許を持っていますが、准看護師免許を紛失しました。准看護師の登録番号等を空欄で提出してよろしいですか。

A：免許所持者は、資格確認のため、いつでも免許証を提示できなければなりません。准看護師免許証を紛失した場合は、再交付申請を行ってください。

Q：保健師、助産師、看護師及び准看護師の免許を持ち、助産師と看護師の業務を行っています。現在、主に助産師の業務を行っている場合の届出について教えてください。

A：保健師、助産師、看護師及び准看護師の登録番号と、登録年月日を記入し、主たる業務を助産師として届出してください。

Q：同一法人が設置する特別養護老人ホームと居宅サービス事業所の2ヶ所で勤務しています。業務に従事する場所はどちらを記載すればいいですか？

A：複数の場所で勤務している場合は、主たるものを一つ記入してください。

Q：准看護師の免許を所持していますが、現在介護施設で介護職員として勤務しています。業務従事者届は必要ですか。

A：現在の就業に看護業務は含まれていますか。含まれている場合は、業務従事者届を提出してください。

Q：業務に従事する場所について具体的に教えてください。

A：具定例を表にまとめましたので、参考にしてください。

病院	医療法第1条の5第1項に規定する病院において業務に従事している者	01
診療所	医療法第1条の5第2項に規定する診療所において業務に従事している者（ただし、20の事業所内の診療所は含まない）	
有床	入院させるための施設を有する診療所（病床数19床以下）	02
無床	入院させるための施設を有しない診療所	03
助産所	医療法第2条第1項に規定する助産所において業務に従事している者	
開設者	助産所の開設の届出を行った者	04
従事者	04、06に該当しない者	05
出張のみによる者	出張のみによって業務に従事しているものとして、医療法第5条の適用を受け、開設の届出を行った者	06
訪問看護ステーション	介護保険法又は、健康保険法に基づき、訪問看護事業を行う事業所（ただし、病院又は診療所を除く）において従事している者	
管理者	訪問看護ステーションに置かれる管理者である者	07
従事者	07以外の者	08
介護保険施設等		
介護老人保健施設	介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設において業務に従事する者	09
指定介護老人福祉施設	介護保険法第8条第27項に規定する介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）において業務に従事する者	10
居宅サービス事業所	介護保険法第8条第1項に規定する居宅サービス事業（ただし、訪問看護事業を除く）を行う事業所において業務に従事している者 例：訪問介護、訪問入浴介護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売など	11
居宅介護支援事業所	介護保険法第8条第24項に規定する居宅介護支援事業を行う事業所において業務に従事している者	12

その他	09～12以外の介護保険法に規定する施設又は事業所において業務に従事している者 例：地域包括支援センターなど	13
社会福祉施設	社会福祉法に規定する社会福祉施設（施設を必要としない社会福祉事業を行う事業所を含む）において業務に従事している者。ただし、01から13までに該当する場合を除く。	
老人福祉施設	老人福祉法に規定する老人福祉施設において業務に従事している者 例：入所定員20人以下の特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、在宅介護支援センター等。 有料老人ホームは含まない。	14
児童福祉施設	児童福祉法に規定する児童福祉施設において業務に従事している者 例：乳児院、保育所等	15
その他	14、15以外の社会福祉施設において業務に従事している者	16
保健所又は都道府県市町村		
保健所	保健所において業務に従事している者	17
都道府県	都道府県の職員であって、保健所以外の場所において業務に従事している者	18
市町村	市町村の職員（都道府県から派遣されたものを含む）であって、保健所以外の場所において業務に従事している者	19
事業所	01から19、21に該当しない事業所（会社、工場、官公署、教育機関その他の事業所若しくは事務所（これらの事業所に設置される診療所を含む。）において、業務に従事している者（保健師であって衛生管理を併せて行っているものを含む。）	20
看護師等学校養成所又は研究機関	文部科学大臣の指定した保健師学校、助産師学校、看護師学校若しくは准看護師学校又は都道府県知事の指定した保健師養成所、助産師養成所、看護師養成所若しくは准看護師養成所において従事している者及び看護に関する専門知識を用いて研究機関において従事している者	21
その他	01から21に該当しない場所において業務に従事している者	22

Q：看護師免許と介護支援専門員の免許を取得しており、現在、居宅介護支援事業所で介護支援専門員として勤務しています。業務従事者届は必要ですか。

A：現在の業務が看護業務と関係があるのであれば、届出が必要です。

Q : 短時間労働者です。施設の就業時間は週 38.75 時間（38 時間 45 分）ですが、私の所定労働時間は 29 時間です。常勤換算は何人になるのでしょうか。

A : $29 \text{ 時間} \div 38.75 \text{ 時間} \doteq 0.75 \text{ 人}$

小数点第 2 位を四捨五入するので 0.8 人となります。

Q : 平成 26 年に就業し、今年の 4 月に現在の勤務場所に転勤になりました。従事期間は 1 年未満ですか。

A : 設置主体が同じ場合（例：同一法人の設置する病院と老人保健施設）は、連続した勤務と見なしますので、従事期間は「2 年以上」となります。しかし、設置主体が異なる場合（例：同一敷地内にあるが医療法人立と社会福祉法人立の施設）は、従事期間は「1 年未満」となります。

正誤表（下記のとおりですので御留意ください）

「従事期間等」

誤 「⑫で 1（常勤）を選択した方は⑭へ、～」



正 「⑫で 1（フルタイム労働者）を選択した方は⑭へ、～」